

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（案）について

1 概要

地域主権改革推進一括法（※1）（第1次）に基づく義務付け・枠付けの見直しにより、これまで国が省令で定めていた児童福祉施設の運営基準等を県の条例（※2）で定める。

（※1）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

（※2）中核市の特例により、金沢市内の施設については金沢市の条例が適用される。

（参考）児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
（※本県にない施設 情緒障害児短期治療施設）

2 条例委任される基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉法）

→ 1 条例の新規制定

3 基準設定の考え方

- ・全国一律に「従うべき基準」として国が定めたものや、地域の事情や特殊性を反映する必要がないと判断したものについては、国の基準どおりとする。
- ・県の施策として誘導すべきものや、施設の適正な運営の確保のため必要なものを県独自の基準として定める。

※従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準

（人員配置、床面積、入所した者を平等に扱う原則、秘密保持、虐待等の禁止など）

<主な基準>

区分	人員配置基準		床面積基準（1人あたり）			入所した者を平等に扱う原則、秘密保持	虐待等の禁止
保育所	0歳児	3：1	0～1歳児	乳児室	1.65㎡	・入所している者の国籍、信条等によって差別的取扱いをしてはならない。 ・業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。	職員は、入所者に対し、児童福祉法第33条の10に掲げる行為（外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること、わいせつな行為をすること等）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
	1, 2歳児	6：1	〃	ほふく室	3.3㎡		
	3歳児	20：1	2歳児以上	保育室	1.98㎡		
	4歳児以上	30：1					
児童養護施設	0, 1歳児	1.6：1	乳幼児	居室	3.3㎡		
	2歳児	2：1					
	3歳以上児	4：1					
	小学生以上	5.5：1	小学生以上	居室	4.95㎡		

4 県独自の基準（案）

（1）子育て支援先進県として社会全体で子育てを支援する仕組みの構築を図るもの

○マイ保育園への登録等の努力義務化（対象施設：保育所）

地域の子育てを支援するため、マイ保育園への登録や、子育て支援コーディネーターによる子育て支援プランの作成を努力義務化

〈児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）に規定（以下同様）〉

（2）施設の適正な運営の確保に関するもの

①災害対応マニュアル策定の義務化（対象施設：児童福祉施設）

利用者の安全・安心の確保の観点から、実効性の高い災害対応マニュアルの策定を義務化

②虐待防止研修等の努力義務化（対象施設：児童福祉施設）

施設等利用者の人権の擁護、虐待防止の徹底を図るため、職員への研修や虐待防止責任者の設置を努力義務化

③諸記録保存期間の設定（対象：児童福祉施設）

処遇に関する記録などの保存期間を5年間と規定

5 条例施行日（予定）

平成25年4月1日